

東京都公報

発行
東京都

目次

30

条例

○東京都都税条例の一部を改正する条例……………（主税局）…一

規則

○東京都都税条例施行規則の一部を改正する規則……………（主税局税制部税制課）…三

条例のあらまし

●東京都都税条例の一部を改正する条例（条例第九十四号）

一 地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四号）の施行に伴い、所要の改正を行います。

（一）不動産取得税

ア 住宅及び土地の取得に係る税率（本則四パーセント）を三パーセントとする特例措置を令和九年三月三十一日まで三年延長します。

イ 宅地評価土地の取得に係る課税標準を価格の二分の一とする特例措置を令和九年三月三十一日まで三年延長します。

（二）固定資産税及び都市計画税

ア 商業地等について、負担水準が六五パーセントを超える場合に、六五パー

セントの水準まで税額を減額する措置を令和六年度においても継続します。

イ 住宅用地等について、税額が前年度の一・一倍を超える場合に、当該超える額について減額する措置を令和八年度まで継続します。

二 この条例は、令和六年四月一日から施行します。

条例

東京都都税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第九十四号

東京都都税条例の一部を改正する条例

東京都都税条例（昭和二十五年東京都条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

附則第五条の二の七中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

附則第五条の三第一項並びに附則第六条第一項及び第三項中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附則第十条の三第一項中「令和六年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。

附則第十四条第五号中「附則第十五条第二十五項第二号」を「附則第十五条第二十五項第三号」に改め、同条第六号中「附則第十五条第二十五項第三号」を「附則第十五条第二十五項第四号」に改め、同条第八号を削り、同条第九号中「附則第十五条第三十三項」を「附則第十五条第三十二項」に改め、同号を同条第八号とし、同条中第十号を第九号とし、第十一号を第十号とする。

附則第十四条の二（見出しを含む。）中「令和四年度分又は令和五年度分」を「令和七年度分又は令和八年度分」に改める。

附則第十四条の三（見出しを含む。）中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に改める。

附則第十五条第三項中「規定する申告書」の下に「又は第二項に規定する書類」を加え、「に申告書」を「に当該申告書又は当該書類」に改め、「当該申告書」の下に「若しくは当該書類」を、「住宅又は」の下に「当該申告書に係る」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「附則第七条第六項」を「附則第七条第七項」に、「附則第七条第八項」を「附則第七条第九項」に、「附則第七条第十項」を「附則第七条第十項」に、「附則第七条第十項」を「附則第七条第十一項」に、「附則第七条第十一項」を「附則第七条第十二項」に、「附則第七条第十六項」を「附則第七条第十七項」に、「附則第七条第十八項」を「附則第七条第十九項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 知事は、法附則第十五条の七第一項又は第二項に規定する住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかつた場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）第五条第四項に規定する管理者等から、前項に規定する期間内に地方税法施行規則附則第七条第四項に規定する書類の提出がされたときは、前項の規定にかかわらず、法附則第十五条の七第一項又は第二項の規定を適用する。

附則第十五条の二（見出しを含む。）中「令和五年度分」を「令和六年度分」に改める。

附則第十五条の三の見出し中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に改め、同条中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に改め、同条第一号中「令和三年度 次に」を「令和六年度 次に」に改め、同号イ中「地方税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第一号）第一条の規定による改正前の地方税法（以下「令和四年改正前の地方税法」という。）を「法」に、「又は令和四年改正前の地方税法」を「又は法」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同号ロ中「令和二年度分」を「令和五年度分」に、「令和三年東京都条例第五十四号」を「令和六年東京都条例第九十四号」に、「令和三年改正条例」を「令和六年改正条例」に、「令和三年法律第七号」を「令和六年法律第四号」に、「令和三年改正前の地方税法」を「令和六年改正前の地方税法」に、「次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める割合」を「負担上限割合」に、「令和三年度分」を「令和

六年度分」に、「令和四年改正前の地方税法」を「法」に改め、同号ロ(1)から(3)までを削り、同条第二号中「令和四年度 次に」を「令和七年度 次に」に改め、同号イ中「地方税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第一号）第一条の規定による改正前の地方税法（以下「令和五年改正前の地方税法」という。）を「法」に、「又は令和五年改正前の地方税法」を「又は法」に、「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同号ロ中「令和三年度分」を「令和六年度分」に、「令和四年改正前の地方税法」を「法」に、「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年改正前の地方税法」を「法」に改め、同条第三号中「令和五年度 次に」を「令和八年度 次に」に改め、同号イ中「令和五年度分」を「令和八年度分」に改め、同号ロ中「令和四年度分」を「令和七年度分」に改める。

附則第二十条第一号中「額」の下に「（法附則第二十五条第一項又は第三項の規定の適用がある場合には当該規定を適用した場合の都市計画税額の算定の基礎となる課税標準となるべき額とし、附則第二十条の三の規定の適用がある場合には同条第一号イ又はロに規定する都市計画税の課税標準となるべき額とする。次号において同じ。）」を加える。

附則第二十条の二（見出しを含む。）中「令和五年度分」を「令和六年度分」に改める。

附則第二十条の三の見出し中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に改め、同条中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に改め、同条第一号中「令和三年度 次に」を「令和六年度 次に」に改め、同号イ中「令和四年改正前の地方税法」を「法」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に改め、同号ロ中「令和二年度分」を「令和五年度分」に、「令和三年改正条例」を「令和六年改正条例」に、「令和三年法律第七号」を「令和六年法律第四号」に、「令和三年改正前の地方税法」に、「次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める割合」を「負担上限割合」に、「令和三年度分」を「令和六年度分」に、「令和四年改正前の地方税法」を「法」に改め、同号ロ(1)から(3)までを削り、同条第二号中「令和四年度 次に」を「令和七年度 次に」に改め、同号イ中「令和五年改正前の地方税法」を「法」に改

め、「（第十八項を除く。以下この条において同じ。）」を削り、「令和四年度分」を「令和七年度分」に改め、同号口中「令和三年度分」を「令和六年度分」に、「令和四年度改正前の地方税法」を「法」に、「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年度改正前の地方税法」を「法」に改め、同条第三号中「令和五年度 次に」を「令和八年度 次に」に改め、同号イ中「令和五年度分」を「令和八年度分」に改め、「（第十八項を除く。以下この号において同じ。）」を削り、同号口中「令和四年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年度改正前の地方税法」を「法」に、「令和五年度分」を「令和八年度分」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の東京都都税条例の規定中固定資産税及び都市計画税に関する部分は、令和六年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、令和五年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

3 この条例による改正前の東京都都税条例附則第十四条第八号の規定は、平成二十九年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に受けた地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四号）第一条の規定による改正前の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第十五条第三十二項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

規 則

東京都都税条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月三十一日

●東京都規則第百十二号

東京都知事 小 池 百合子

東京都都税条例施行規則の一部を改正する規則

東京都都税条例施行規則（昭和二十五年東京都規則第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第四十条の十一中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。
別記第百四十七号様式その三中「第五項」を「第六項」に改め、同様式備考3中「第五項」を「第六項」に改める。

附 則

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都都税条例施行規則別記第百四十七号様式その三による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
電話 〇三（五三二）一一一（代）
号
郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
（郵送料を含む）
三〇円

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七
電話 〇三（三八二）五二〇一（代）
号
郵便番号
113-0001